備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○国家公安委員会告示第三十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件（平成二十八年国家公安委員会告示第十八号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　北海道電力株式会社　泊発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
北海道古宇郡泊村	北海道古宇郡泊村	北海道古宇郡泊村	大字堀株村
			大字堀株村（次の図面に示す部分に限る。）
		北海道古宇郡泊村	大字茅沼村及び大字堀株村（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		北海道岩内郡共和町	宮丘及び梨野舞納（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

大字堀株村	
大字堀株村（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯四十三度三分三・九二秒、東経百四十度三十分四・八〇秒の点 二　北緯四十三度二分五十二秒、東経百四十度二十九分四十四秒の点 三　北緯四十三度一分五十二秒、東経百四十度二十九分二十六秒の点 四　北緯四十三度一分二十七秒、東経百四十度二十九分四十七秒の点 五　北緯四十三度一分十九秒、東経百四十度三十分三十二秒の点 六　北緯四十三度一分十九秒、東経百四十度三十分二十六・九四秒、東経百四十度三十一分六秒の点 七　北緯四十三度一分二十六・九四秒、東経百四十度三十一分十九・七〇秒の点
大字茅沼村及び大字堀株村（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
宮丘及び梨野舞納（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び北海道警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　東北電力株式会社　東通原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
青森県下北郡東通村	青森県下北郡東通村	青森県下北郡東通村	大字白糠字前坂下三十四番地四
			大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		青森県下北郡東通村	大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

大字白糠字前坂下三十四番地四	
大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯四十一度九分三十一・〇二秒、東経百四十一度二十三分二十・三二秒の点 二　北緯四十一度九分四十秒、東経百四十一度二十三分四十二秒の点 三　北緯四十一度九分五十秒、東経百四十一度二十四分〇秒の点 四　北緯四十一度十分二十四秒、東経百四十一度二十四分六秒の点 五　北緯四十一度十分三十秒、東経百四十一度二十四分三十一秒の点 六　北緯四十一度十分五十二秒、東経百四十一度二十四分四十六秒の点 七　北緯四十一度十一分二十四秒、東経百四十一度二十四分四十三秒の点 八　北緯四十一度十二分〇秒、東経百四十一度二十四分十一秒の点 九　北緯四十一度十二分十二・九八秒、東経百四十一度二十三分五十三・〇二秒の点
大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。